○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部	課室等名	経済部 経済政策課
許	認可等名	特定中小企業者の認定
根	拠 法 令	中小企業信用保険法
根	拠 条 項	第2条第5項
連	絡 先	(電話 621-5225)
審查基準	基準	特定中小企業者の認定に係る審査基準については、別紙「特定中小企業者認定要領」のとおり。
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年8月1日設定(平成28年3月31日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (設定しない ものについて はその理由)	総日数 1日(休日を除く)
	設定等年月日	平成24年8月1日設定(平成 年 月 日最終変更)